

山武市浄化槽等設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、その工事に要する経費について、予算の範囲内において山武市浄化槽等設置事業補助金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 住宅 主に住居の用に供する専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 処理対象人員が10人以下のし尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理するもの
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの
 - ウ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するもの
 - エ 浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙）第3の(7)に規定する要件を満たすもの
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取り槽 住宅に付随する便所で、し尿をそのまま貯留する便槽及び泡や少量の水を用いる簡易水洗便所の便槽をいう。
- (6) 放流先のない場合の処理装置 放流先がない場合の浄化槽放流水の処理方式として千葉県知事が認定済である装置をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し又は居住しようとする者で、山武市内（農業集落排水処理区域を除く。）の居住地において、合併処理浄化槽又は合併処理浄化槽に併せて設置する放流先のない場合の処理装置（以下「浄化槽等」という。）を設置する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を適正に撤去する場合であって、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認申請を要する住宅の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置する者を除く。
 - (2) 前号に該当する者で、放流先がないため放流先のない場合の処理装置を設置する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付は

しない。

(1) 法人

(2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出書の審査を受けずに浄化槽等を設置する者

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による必要な確認を受けずに建築した住宅に浄化槽等を設置する者

(4) 販売又は賃貸を目的とした住宅に浄化槽等を設置する者

(5) 住宅又は土地を借り受けている者で浄化槽等の設置について、所有者又は賃貸人の承諾が得られない者

(6) 市税等（浄化槽等を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。）を滞納している者

（対象となる浄化槽等の設備）

第4条 補助の対象となる浄化槽等の設備は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 構造が浄化槽法第4条第2項の規定に適合するもの

(2) 浄化槽法第13条の規定による型式認定を受けた10人槽以下の合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するもの

2 合併処理浄化槽を設置しようとする区域に放流先がない場合にあつては、前項に規定する合併処理浄化槽の設置に併せて、放流先のない場合の処理装置を設置するものに限り補助の対象とする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ山武市浄化槽等設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、山武市浄化槽等設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により不交付の決定を申請者に通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更若しくは補助事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者

に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、第1項に定めるもののほか、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその内容及び理由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第9条** 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

- 第10条** 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(調査)

- 第11条** 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、浄化槽等の設置に係る事項について当該職員に調査させることができる。

(中間検査)

- 第12条** 補助事業者は、浄化槽等を埋設するときは、浄化槽等の設置工事の状況について、浄化槽設備士（浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士をいう。以下同じ。）立会いのもと市長の指定する職員による現地検査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する現地検査の時期にあつては次に掲げる時期とする。

(1) 合併処理浄化槽については、浄化槽の据付け時

(2) 放流先のない場合の処理装置については、装置の据付け時

(実績報告)

- 第13条** 補助事業者が規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、山武市浄化槽等設置事業補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

- 第14条** 市長は、規則第15条の規定により補助金の交付を確定したときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

- 第15条** 補助事業者が規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

- 第16条** 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 第8条の規定による山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出を受け、承認するとき。

(5) 第9条の規定による状況報告又は第10条の規定による事業遂行に係る市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の初日から5年間保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第19条 補助事業者は事業完了後においても、浄化槽法に定められた義務（浄化槽法第7条、第10条及び第11条）を遵守しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費区分		補助額（上限額）
合併処理浄化槽設置費	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
撤去費	単独処理浄化槽	180,000円
	くみ取り槽	100,000円
宅内配管工事費		300,000円
放流先のない場合の処理装置設置費		200,000円

備考 各補助対象経費が補助額の上限額に満たない場合は、実際に要した経費の範囲内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。